

家庭的保育事業等

指導檢查基準(令和6年年4月1日適用)

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

會計經理編

[凡例]以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

番号	関係法令等	略称
1	八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	市認可条例
2	平成26年12月12日付雇児発1212第6号「家庭的保育事業等の認可等について」	雇児発1212第6号通知

目 次

1 帳簿の整備.....	1
2 社会福祉法人及び学校法人以外の者の経理処理.....	1
(1) 経理処理等.....	1
(2) その他.....	2

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 帳簿の整備	家庭的保育事業者等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 会計においては、雇児発1212第6号において認可条件とされている会計書類以外にも、必要に応じて帳簿を整備すること。 (例) ・現金出納帳 ・実費徴収簿 ・領収証等綴り簿 ・総勘定元帳 など	1 収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	1 市認可条例第19条	1 収支の状況を明らかにする帳簿を整備していない。 2 収支の状況を明らかにする帳簿が、一部未整備である。 3 収支の状況を明らかにする帳簿の内容が不十分である。	C B B
2 社会福祉法人及び学校法人以外の者の経理処理					
(1) 経理処理等	社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の者による家庭的保育事業者等の経理処理については、雇児発1212第6号通知に基づく市の認可条件及び自ら制定した諸規程に従って、経理処理を行う必要がある。	1 市の認可条件及び自らが制定した諸規程に従って会計処理が行われているか。 2 収支計算書又は損益計算書に、家庭的保育事業等を営営する事業に係る区分を設けているか。 3 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、上記2に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、雇児発1212第6号通知別紙1借入金明細書及び別紙2基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）明細書を作成しているか。	1 雇児発1212第6号 1 雇児発1212第6号通知第1の3(4)イ 1 雇児発1212第6号通知第1の3(4)ウ	1 市の認可条件及び自らが制定した諸規程に従って会計処理が行われていない。 2 会計処理が一部不適正である。 1 収支計算書又は損益計算書に、家庭的保育事業等を営営する事業に係る区分を設けていない。 1 必要書類を作成していない。 2 必要書類に一部不備がある。	C B C C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) その他	前述の社会福祉法人等以外の者の経理処理に関する考え方を踏まえて確認のうえ、指導する。	4 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、現況報告書を添付して、市に提出しているか。 (1) 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など、市が必要と認める書類 (2) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、雇児発1212第6号通知別紙1借入金明細書及び別紙2基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）明細書	雇児発1212第6号通知第1の3(4)エ	1 必要書類を提出していない。 2 必要書類に一部不備がある。	C B
		1 その他、社会福祉法人等以外の者の経理処理に関することで不適正な事項はないか。		1 その他、社会福祉法人等以外の者の経理処理に関して不適正がある。 (1) 重大な問題がある。 (2) 問題がある。	C B